

２０１７年８月

各位

全国生活保護裁判連絡会事務局長　竹 下 義 樹

(事務局　つくし法律事務所)

**全国生活保護裁判連絡会第２３回総会・交流会のご案内**

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち全国生活保護裁判連絡会は、1995年に設立された、生活保護利用に関する不服申立や裁判等の支援・研究を通じて権利としての生活保護を実現するために活動する民間団体です。

平成29年6月7日厚生労働省発表によれば、2015年度確定値で生活保護利用者が20年ぶりに減少したと報道されました。しかし、利用者減の理由として、生活扶助基準を引き下げ生活保護へのハードルを上げたことの影響も否定できません。同時に近時の保護利用世帯数、うち高齢者世帯数の増加傾向も留まるところを知りません。「下流老人」「老後破産」という言葉で象徴される高齢者の貧困は、生活保護の統計上も如実に表れているといえます。先日は子どもの貧困率が12年ぶりに改善したというニュースも大きく報道されましたが、依然として7人に1人の子どもが貧困水準にあるなど、OECD平均を依然として上回っています。貧困率の推移には貧困ラインそのものの落ち込みも大きく影響しており、子どもから高齢者まで、わが国の貧困対策は急を要する状態が続いています。

また、ここ数年、生活保護法改悪、生活扶助基準引下げ、さらには住宅扶助・冬季加算等の引き下げ等が次々行われ、ついに母子加算・障害者加算までもが引き下げの俎上に載せられるなど、生活保護制度に対する厳しい締め付けが続きます。いわゆる「平成30年問題」として社会保障全体の切り下げの動きが急ピッチで進む中、保護利用世帯の大学進学の後押しなどのわずかな前進さえ骨抜きにする動きがみられるなど、事態は予断を許しません。

他方で、小田原市ジャンパー事件は、お粗末な人権侵害が長年継続した原因の究明と再発防止をめざした同市主催の検討会に元保護利用者が加わった上、画期的な報告書がまとめられるなどしました。

この間の生活保護裁判の状況に目を転じるに、生存権裁判ではついに最後の兵庫事件が最高裁第3小法廷で門前払いされ、終了しました。他方で福祉事務所の過誤払いに関する法63条事件の完全勝利をはじめとする貴重な前進も各地でみられ、一進一退の状況です。

生活扶助基準引き下げに対抗する「2万人審査請求運動」は全国29地裁で940名以上の原告が参加する一大裁判闘争となり、「いのちのとりで裁判全国アクション」もいよいよ本格始動し憲法25条のもとに各裁判、各運動の結集も間近です。

今年の第23回総会・交流会は、大規模自然災害を経験し、審査請求や裁判、日常の運動を精力的に続け大きな成果を上げている熊本県で開催します。ここに総会・交流会へのご参加の案内を申し上げます。

敬具

**全国生活保護裁判連絡会第23回総会・交流会開催要領**

**１　スローガン**

**熊本で考えるいのちと人権**

**２　日時**

2017年10月21日（土）　開場:午前9時30分　　　開会:午前10時～閉会午後4時30分（予定）

**３　会場**　　**熊本市青年会館**

**※会場地図は３面をご参照ください**

熊本市青年会館　〒862-0941 熊本市中央区出水2-7-1　TEL 096-385-1010

**【ご注意】会場周辺には昼食をとれる飲食店、コンビニなどがありません。**

**お弁当が必要な方は別紙の注文票にて事前にご注文ください**

**４　参加費・資料代　（申し込み不要、当日参加可能です）**

○参加費　500円（生活保護利用者は無料です）

○資料代　1,000円（希望者のみ）

**５　プログラム**

10:00　　開会（9:30　開場）

10:15　　**基調講演「**貧困と生活保護裁判」

**藤田孝典さん（NPO法人ほっとプラス代表理事、著書『下流老人』など）**

11:15　　**特別報告**　**①小田原ジャンパー事件（森川清さん、弁護士、同市「生活保護行政のあり方検討会」委員）**

**②過誤払い６３条事件勝訴報告（佐藤宙さん、弁護士）**

**③熊本でのいのちのとりで裁判の取り組み（中島潤史さん、弁護士）**

11:55　　基調報告　（12:10～　昼食休憩）

13:00　　分科会

第１分科会「社会保障の危機」～平成３０年問題を考える

①社会保障全体の切り下げの動き、②2009年母子加算復活と現在の状況、

③生存権裁判の遺したもの　　など

第２分科会「生活保護制度の運用」

①世帯認定・世帯分離問題、②稼働能力問題、

③63条返還問題　　など

第３分科会「大規模自然災害と生活保護」

①阪神淡路大震災以降の生活保護実務の変化、②特別基準設定拒否事件、

③制限的運用に対抗する熊本での取り組み　　など

16:00　　分科会まとめ

16:30　　終了予定

**６　　問い合わせ先**

* 全国生活保護裁判連絡会事務局　つくし法律事務所

〒604-0982　京都市中京区御幸町通り夷川上る松本町５６８　京歯協ビル３階

TEL 075-241-2244　 Fax 075-241-1661 　E-mail　[jinken@eagle.ocn.ne.jp](mailto:jinken@eagle.ocn.ne.jp)

●現地事務局

熊本市生活と健康を守る会

〒862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺3丁目10−3 藤本アパート 2F

電話： 096-384-9648

**７　会場・地図**

**熊本市青年会館　〒862-0941 熊本市中央区出水2-7-1　TEL 096-385-1010**

**アクセス　　熊本市電　(19)市立体育館前または(20)商業高校前下車　徒歩10分**

**熊本市営バス　水前寺公園前県立図書館入口下車 徒歩6分、砂取小前下車 徒歩3分、**

**熊本商業高校前下車　徒歩3分、画図道下車　徒歩4分**

